

主権者教育の方向性に関する一考察

藤井 剛*

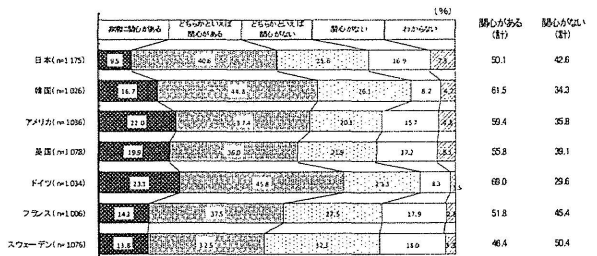
1. はじめに

周知の通り、2015年6月に公職選挙法が改正され、いわゆる「18歳選挙権」が実現した。そして、主権者教育を実施するための教材として、総務省と文部科学省（以下、「文科省」）により高校生用の「私たちが拓く日本の未来（以後、「副教材」）」と教員用の「活用のための指導資料（以下、「指導資料」）」が作成され、全国の高等学校に送付された。本稿は「主権者教育の理論的背景」を明らかにし、さらに主権者教育の教材やその効果、今後の主権者教育の方向性を考える基礎的な資料提示や考察を行おうとするものである¹⁾。

2. 主権者教育の理論的背景

まず、「そもそも論」になるが、「高等学校公民科に『政治・経済』や『現代社会』があるのに、なぜ『主権者教育』が主張されるようになったのか？」という、「主権者教育の理論的背景」から考察したい。地歴・公民科教員は必ず疑問に感じるからである。

まず、「日本の若者の政治的関心は低い」かを確認したい。図1によると、政治的関心について、日本の若者の「非常に関心がある」「どちらかといえば関心がある」という回答の合計は50.1%である。



(内閣府「平成25年度我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」)

図1 あなたは、今の自国の政治にどのくらい関心がありますか。

この数字は、ドイツの69.0%には及ばないにせよ、アメリカの59.4%、英国の55.8%、フランスの51.8%と比べて有意的な差があるとは言いがたい。この数字から確認できることは、決して日本の若者の政治的な関心が低いとは言えないことである²⁾。

では、日本の若者が選挙に行くかということ、2014年12月に行われた衆議院議員総選挙での20歳代の投票率は32.58%だった³⁾。

ここから、「日本の若者は政治的関心は決して低くないのに、なぜ棄権するのか」が問題となる。

その解答が、宮崎県選挙管理委員会が行ったアンケート結果である次の表1と表2から読み解ける⁴⁾。表1は、「あなたは、次回の選挙で投票に行きますか」という間に、「行かない」「たぶん行かない」と答えた高校生に「投票に行かない理由」を質問した回答である。回答の4番目と5番目の「誰に投票するか判断できないから」「投票したい候補者がいないから」に注目したい。また、表2は、「18歳選挙権に賛成ですか、反対ですか」という間に、「反対」と回答した高校生に、その理由を質問したものである。反対理由の第1位は「政治や選挙に関する知識がないから」、第2位は「18歳は、まだ十分な判断力がないから」である。

この2つの図から、高校生は「現実の政党や政治などの知識や判断力がないと投票に行かない」ことが分かる。ここに、現実の政治を教材とした主権者教育が始まった理由がある。

表1 投票に行かない理由

| 選択肢 | 回答人数 | Q20で「行かない」「たぶん行かない」を回答した生徒に占める割合 | 全生徒に占める割合 |
|---------------------------|--------|----------------------------------|-----------|
| 1 興味がなから | 2,633 | 41.0% | 8.6% |
| 2 めんどくさいから | 2,508 | 39.1% | 8.2% |
| 3 誰が当選しても政治は変わらないから | 2,264 | 35.3% | 7.4% |
| 7 誰に投票するか判断できないから | 2,131 | 33.2% | 7.0% |
| 8 投票したい候補者がいないから | 1,354 | 21.1% | 4.4% |
| 6 政治家は信用できないから | 1,222 | 19.0% | 4.0% |
| 5 自分に何のメリットもないから | 805 | 12.5% | 2.6% |
| 4 自分一人が行かなくても選挙結果に影響はないから | 780 | 12.1% | 2.5% |
| 9 その他 | 592 | 9.2% | 1.9% |
| 有効回答計 | 14,289 | | |

※1 Q20で「行かない」または「たぶん行かない」と回答した生徒(6,422人)に占める割合
 ※2 アンケートに回答した全生徒(30,632人)に占める割合

(宮崎県選挙管理委員会アンケート結果)

表2 18歳選挙権に反対の理由

| 選択肢 | 回答人数 | Q1で「反対」の生徒に占める割合 | 全生徒に占める割合 |
|----------------------|--------|------------------|-----------|
| 1 政治や選挙に関する知識がないから | 4,440 | 62.9% | 14.5% |
| 2 18歳は、まだ十分な判断力がないから | 4,189 | 59.4% | 13.7% |
| 5 どうせ投票に行かない人が多いから | 3,001 | 42.5% | 9.8% |
| 3 年齢を下げても政治は変わらないから | 2,454 | 34.8% | 8.0% |
| 6 まだ社会に出ていないから | 1,814 | 25.7% | 5.9% |
| 4 忙しくて投票に行けないから | 971 | 8.1% | 1.9% |
| 7 その他 | 543 | 7.7% | 1.8% |
| 有効回答計 | 17,012 | | |

※1 Q1で「反対」と回答した生徒(7,055人)に占める割合
 ※2 アンケートに回答した全生徒(30,632人)に占める割合

(宮崎県選挙管理委員会アンケート結果)

*明治大学

主権者教育とは「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力、行動力の習熟を進める教育」（常時啓発事業のあり方等研究会「常時啓発事業のあり方等研究会 最終報告書（以下、「最終報告書」）2011年12月）であり、「現実の具体的政治事象を取り扱う」（「指導資料」6頁）教育である。つまり、これまで高等学校で学習してきた「政治・経済」や「現代社会」が「衆議院の議員定数」や「任期」などシステムの解説が多かったのに対し、主権者として行動できる知識や行動力を身に付けさせる教育といえる⁵⁾。

その点について、「最終報告書」は、「若い有権者の投票率が低いのは、他の世代に比べて、政治的関心、投票義務感、政治の有効性感覚が低いからであると考えられ、これまでの各種意識調査がそのことを物語っている。」と分析した上で、「その一因として、有権者になる前の学校教育においては、政治や選挙の仕組みは教えても、政治的・社会的に対立する問題を取り上げ、関心を持たせたり、判断力を養成するような教育がほとんど行われていないことが挙げられる。従って、若者の選挙離れは学校教育と深く関わる問題である。」（下線は筆者）と指摘している（「最終報告書」2～3頁）。

また、続けて「学校教育における政治教育の課題」として、

「我が国の将来を担う子どもたちにも、早い段階から、自分が社会の一員であり、主権者であるという自覚を持たせることが重要である。

しかしながら、現在の学校教育においては、教育基本法第14条第1項が『良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない』と政治教育の重要性を謳っているにも関わらず、同条第2項が『法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならない』と政治的中立を要請していること等から、学校の政治教育には過度の抑制が働き、十分に行われてこなかった。

小学校、中学校、高校とも政治・選挙に関する教育の時間は限られており、政治や選挙の仕組みは教えても、選挙の意義や重要性を理解させたり、社会や政治に対する判断力、国民主権を担う公民としての意欲や態度を身につけさせるのに十分なものとはなっていない。特に、政治的中立性の要求が非政治性の要求と誤解され、政治的テーマ等を取り扱うこと自体が避けられてきた傾向にある。」（下線は筆者）

と、政治的中立の議論まで踏み込んで、現実の政治を教材とした主権者教育の推進を論じている⁶⁾。

つまり、「若者の投票率の低下（政治離れ）」の原因は、若者が「現実の政治」が分からないために棄権するからであり、若者に現実の政治を学ばせる必要がある。しかし教育現場では、「政治的中立」に縛られ、これまで現実の政治を教えてこなかった。そのため、「主権者教育」として「現実の政治を教材とした教育」を始めたのである。

3. 「狭義」の主権者教育と「広義」の主権者教育

主権者教育はその内容から考えて、大きく「狭義」の主権者教育と「広義」の主権者教育に分けて考えるべきである⁷⁾。

「狭義」の主権者教育とは、「投票率を上げるための教育」である。投票に行くという態度や意欲を高めるために、単に政治制度や選挙の仕組みの理解という知識面だけでなく、候補者や政策などについて適切な判断を行える思考力や判断力を養う教育が必要となる。具体的には、模擬選挙が、代表的な教育メソッドである。

それに対して、「広義」の主権者教育とは、前述した主権者教育の定義にあるように「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者」を育てる教育であり、政治的・社会的に対立している問題について意思決定を行うために情報を収集し、的確に読み解き、考察し、判断する訓練を行う教育である。具体的には、政治的判断材料の基礎となる資料の収集方法、話し合いや討論の方法を学んだり、模擬請願や模擬議会などが考えられる。「副教材」で示されている教材が、話し合いや討論の手法から始まり、ディベートや地域課題の見つけ方、模擬請願や模擬議会などを提案している理由はここにある。

このように「狭義」と「広義」の主権者教育をはっきり分けておくと、主権者教育の教材を作成する際に、「どのような力を身に付けさせるために『授業』を行い（目標の明確化）、どのような『教材』を利用し（教材の選択）、どの『教育メソッド』を使うのか（教育メソッドの選択）」が明確に意識されることになる。

4. 「狭義」の主権者教育教材

まず「狭義」の主権者教育から考察したい。「投票率を上げる」教育ということは、裏返せば「棄権の理由を減らす」教育にはかならない。若者の棄権理由は次の4点に大きくまとめられる⁸⁾。

1点目は、「関心がない」である。この回答を選択した人は「政治的無関心層」と分類することが出来、主権者教育で投票行動に向かわせられるかはかなり疑問である。ただし、現代の若者は自分の利益に敏感で

あり、「投票に行かないと、損をしてしまう」ことを示すことが出来れば投票行動に向かわせることが出来ると考えている。その意味で、後述する課題3に近い教材が考えられる。

2点目は、「面倒くさい」対策である。後述する「有効感」が持てないと、わざわざ自分の時間をつぶして投票に行かない。この点を、課題1としたい。

3点目は、「まだ社会のことが分からないのに」「政党の提案していることがよく分からないのに」「社会経験がないのに」投票に行ってもよいのか？と悩み、棄権する点である。この点を、課題2としたい。

4点目は、「自分の一票で政治が変わる」という「有効感」が持てないことである。この点を、課題3としたい。

さて、上記の「棄権の理由」と課題から、どのような主権者教育の教材が考えられるだろうか。

まず大前提として、選挙や投票に関する基礎的な知識や理解を身に付けさせる教材が必要である。これは、これまでの政治・経済や現代社会で扱ってきた「議員定数」などのような知識・理解ではなく、教科書に書いていない「選挙の作法」ということが出来る⁹⁾。「副教材」の前半に、詳しい選挙の解説があるのはそのような理由からである。

さて「選挙の作法」に続き、棄権から考える「主権者教育」教材を考察したい。まず課題1としてあげた「面倒くさい」対策である。高校生は、投票にはかなりの時間がかかると考えているらしい。1回でも投票した経験があれば、投票はそれこそ「3分」で終わることは分かるのだが、初めての選挙では分からない。それ故、わざわざ自分の時間をつぶして投票に行かないのである¹⁰⁾。そのような棄権理由に対して提案されている教材が、模擬選挙である。

模擬選挙は大きく分けて3種類考えられる。1点目は、過去の選挙公報などを利用した方法である。例えば、過去の選挙公報や新聞のマニフェスト比較一覧などを生徒に配布し、用語などを調べさせたり検討させたりしたのち投票を行う¹¹⁾。この授業は、概ね1時間で行うことが出来る。ただし生徒にとっては、選挙公報で投票先を決めることはかなり難しく、「投票は3分で終わる」ことを確認させることが主目標となる。

2点目は、大学生などが架空の立候補者となり、演説会などを行って投票する模擬選挙である。例えば、3人の大学生が市長立候補者となり、学校の近くの空き地をどのように活用するか演説したり討論を行い、生徒から質疑をとったあと模擬投票を行うという手法である¹²⁾。この授業は、演説会に1時間、投票などに1時間、計2時間の授業となる。

3点目は、国政選挙などと同時に行う模擬選挙であ

る¹³⁾。例えば、参議院議員通常選挙に合わせて、各党のマニフェスト、選挙ポスター、新聞に載る「各党首の第一声」などを資料として、生徒が投票先を考えるものである。ただし国政選挙などと同時に行う模擬選挙に関しては、公職選挙法上、配慮すべき事項が多いので、選挙管理委員会との連携や模擬選挙推進ネットワーク¹⁴⁾の活用などを考えたい。以上が、課題1としてあげた「面倒くさい」対策としての「模擬選挙」である。

次に、課題2の「投票先がよくわからない」対策である。高校生などは、「政党が提案しているマニフェストをすべて理解し、比較出来るようになって投票すべき」だと考えている。そのため、投票への心理的ハードルを下げるために提案されているのが、いくつかの政策を比較して投票先を決める「投票基準作り」=「政策比較」である。「投票基準作り」については、「副教材」66～68頁に教材が示されているが、やや抽象的で授業としては時間がかかりすぎるという批判があった。そのため筆者は、この「政策比較」をさらに使いやすくし、1時間で実施できる「ワークシート～18歳選挙権に向けて～」を清水書院の協力で作成し、公開している¹⁵⁾。

最後は、課題3の「投票の有効感がない」対策である。この点については、私の一票で「選挙結果が変わった」という事例を集めたり、「投票に行かないと損をする」教材が考えられる。具体的には、日本経済新聞に「1票の価値は100万円以上？」との記事や(2012年11月24日 日本経済新聞プラスワン)、また、「低投票率の20～49歳の若年世代が1%投票を棄権すると、1人あたり年間約13万5000円の損となる」との記事があり(2014年11月26日 日本経済新聞)、この記事をもとに教材化の途中である。

以上が、棄権理由から考える「狭義の主権者教育教材」の具体例や提案である。

5. 「広義」の主権者教育教材

さて、次に「広義」の主権者教育教材を考察したい。「副教材」には、政治的判断材料の基礎となる資料の収集方法、話し合いや討論の方法、模擬請願や模擬議会の教材が示されている。しかし「広義」の主権者教育教材や教育メソッドはこれだけではない。思いつまままにあげれば、生徒会選挙の活発化、校庭や体育館の使い方を生徒が決める、請願活動を行う、模擬裁判、ディベート、グループ・ワークなどが考えられる。

ここでは、模擬裁判が、なぜ「広義」の主権者教育教材なのかを補足したい。

そもそも模擬裁判は、裁判劇を見たあと、生徒が裁判官や裁判員に扮して評議を行うものである。評議と

は、裁判劇で示された証拠をもとに、有罪・無罪の心証を持ち、他の裁判官役や裁判員役の生徒を説得する行為である。この「説得」はまさに主権者教育ということが出来る¹⁶⁾。

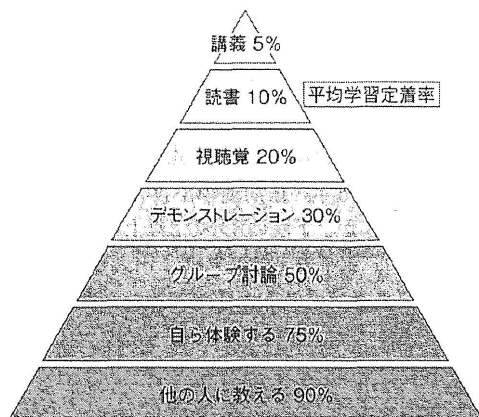
さて、模擬裁判は、これまで主権者教育ととらえられていただろうか？ おそらく答えは「否」だろう。このことから今後は、これまで行ってきた教材などを主権者教育の視点から捉え直す必要があることが分かる。

6. 主権者教育教材作成上の注意点

(1) アクティブ・ラーニング

主権者教育教材を考えると、もう一点重要なことはアクティブ・ラーニングの手法を取り入れることである。

図2は、有名なラーニングピラミッドである¹⁷⁾。「チョーク&トーク」である講義の定着度が最低であるのに対し、自ら学んだり他と討論したり体験したりする手法を取り入れたメソッドの定着度が高いことが読み取れる。



(Dale, Edgar (1946) 「経験の円錐」)

図2 ラーニングピラミッド

表3 政治や社会問題に関心を高める取り組み

回答集計

| 選択肢 | 回答人数 | 全生徒に占める割合 |
|---|--------|-----------|
| 1 ニュース等で話題になっている政治や社会問題を、学校で先生から説明してもらう | 16,327 | 53.3% |
| 9 テレビや新聞、インターネットなどのニュースを見る | 14,936 | 48.8% |
| 2 学校で、政治や社会問題について、生徒同士でディベートや話し合いをする | 7,455 | 24.3% |
| 4 議会の見学(傍聴)に行く | 6,592 | 21.5% |
| 3 知事や市町村長、議員を学校に呼んで、話を聞いたり、意見交換する | 5,748 | 18.0% |
| 5 学校で、模擬選挙を体験する | 3,953 | 12.9% |
| 8 政治家のホームページやブログを読む | 2,875 | 9.4% |
| 6 選挙の時に、投票所などの事務を手伝う | 2,741 | 8.9% |
| 10 その他 | 1,935 | 6.3% |
| 7 政治家の活動報告会に参加する | 1,827 | 6.0% |
| 有効回答計 | 64,388 | |

※1 アンケートに回答した全生徒 (30,632人) に占める割合

(宮崎選挙管理委員会のアンケート結果)

次の表3は、先ほど示した宮崎選挙のアンケートであり¹⁸⁾、「政治や社会問題に対する関心を高めるために、どの取り組みが効果あると思いますか？(3つ以内で複数選択)」への回答である。「ニュース等で話題になっている政治や社会問題を、学校で先生から説明してもらう」が1位に来るのは、やはり「現実の政治を知りたい」「政党や立候補者などの違いを知り、比較して投票に臨みたい」という高校生の気持ちが読み取れる。しかし第3位以降、「ディベートや話し合いを行う」「議会の傍聴を行う」「議員などを呼んで意見交換などを行う」「模擬投票体験」などを経験したいと回答している点に注意したい。

この2つの図表から、主権者教育では、「何を学ぶか」も大事だが、「どのように学ぶか」が重要だということが導き出される。今回の「副教材」で示されている授業が、ほぼすべてアクティブ・ラーニング¹⁹⁾を取り入れている理由はここにある。

(2) 外部団体との連携

次に、「主権者教育」実施の際、外部機関²⁰⁾との連携を考えることである。「指導書」は、

「副教材の実践編に掲載した模擬選挙や模擬請願、模擬議会などの事例に関する指導を実施する際には、学校外部の関係機関、関係者と連携、協働することが効果的である。例えば模擬選挙であれば、選挙の執行に関して専門的な知見を有している選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、投票箱や投票記載台などの貸し出しや、選挙管理委員会の職員などをゲストティーチャーとして学校に招き、実際の選挙が円滑に執行されるための工夫についての講話などが考えられる。」と記述している(「指導書」13頁)。

7. 「主権者教育」の効果

最後に、主権者教育の効果を、2016年の参議院議員通常選挙の結果を利用して考察したい。大きく報道されたように、18歳の投票率は51.28%、19歳の投票率は42.30%だった²¹⁾。この投票率が高いのか、低いのかはさておき、なぜ18歳と19歳でこのような数字の差が出たのだろうか？

図3は、文科省の主権者教育実施状況調査の結果である²¹⁾。2015年度の3年生には94.4%の学校が「主権者教育を行った」と回答している。

しかし、筆者はこの数字の信憑性に疑問を持っていた。理由は、「副教材の配付」は12月で、その時期は、多くの学校は期末考査の時期であり、「主権者教育」を行う時間はないはずである。また期末考査後は、調査書の作成などで、やはり時間とはれない。

また、新年に入り、センター試験や出願、最後の

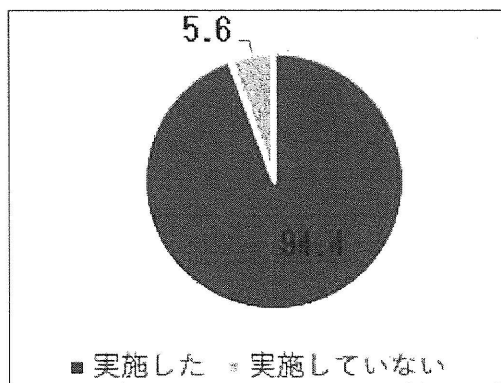


図3 平成27年度第3学年以上の生徒における主権者教育の実施状況(全体)

(図3～図7は、文科省「主権者教育(政治的教養の教育)実施状況調査について」)

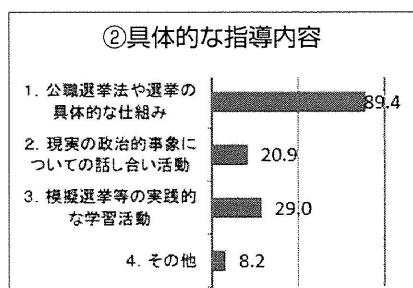


図4

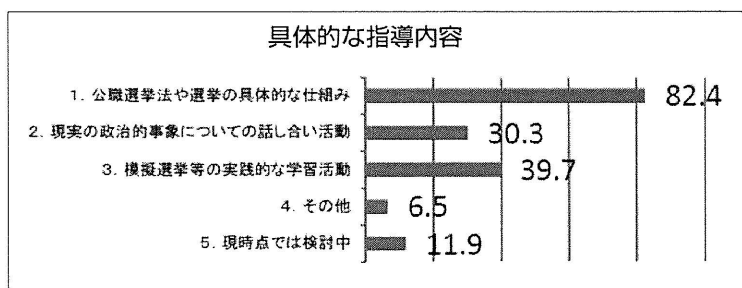


図5

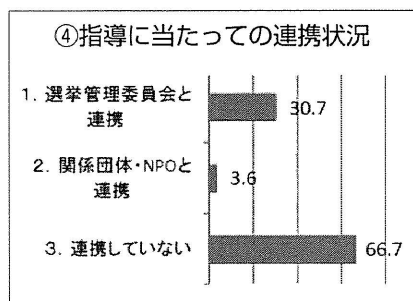


図6

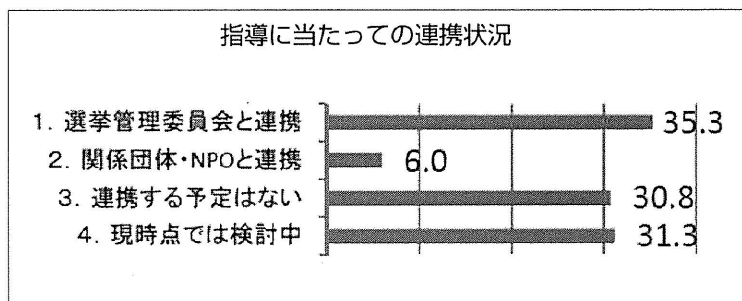


図7

学年末考査の取り組みや卒業後の指導などの時期に、主権者教育を行う時間はあったのだろうか？ 筆者は、学年集会などで3年生を集めて、「副教材」を読ませながら公職選挙法や選挙の仕組みを解説しただけではないかと考えている。その点については、図4の2015年度の3年生に実施した「②具体的な指導内容」で「公職選挙法や選挙の仕組み」を解説した学校が89.4%にのぼっていることから推察される。このように時間がない中で、「とにかく主権者教育をやった」ことになっている学年が、19歳だと考えている。

そのような19歳に対して、2016年度の高校3年生(18歳)は、4月から「7月には参院選がある」ことが前提となっており、学校としては、限りある時間を

使いながら主権者教育を試行錯誤しながら行ってきた学年だったと考えられる。図5は、2016年度の3年生にどのような主権者教育を行うかとの間に対する回答である。「具体的な指導内容」では、「現実の政治的事象についての話し合い活動」が、昨年度の20.9%から30.3%に上昇しているばかりでなく、「模擬選挙等の実践的な学習活動」も、昨年度の29.0%から39.7%となっている。また、2016年度の統計である図7の「指導に当たっての連携状況」では、「関係団体・NPOと連携」が、2015年度の統計である図6の3.6%から6.0%に増えている。このことから、今年度に入り、現実の政治を分析させたり、微増ながらもNPOとの連携を行ったりと、具体的な政治を扱う主権者教育を

行うようになり、このことが、18歳と19歳の投票率の差となって現れた一因と考えられる。

さて、この投票結果に胸をなで下ろしてよいのだろうか？ 1967年の20歳代の投票率は70%後半だったことを考えると、学校や文科省が「このくらいの主権者教育を行っていただければ大丈夫なんだ」という気持ちに

なることを、筆者が一番恐れている。さらに投票率を上げるために、現実の政治現象を取り上げ、考えさせ、討論させる教材を開発し、実践して検証し、まわりの学校と交換し合うことが必要なはずである。

このように考えていくと、主権者教育は始まったばかりで、これからが本当の勝負になると考えている。

註

- 1) 「主権者教育」に関する先行研究は少ない。小玉重夫(2003)「シティズンシップの教育思想」(白澤社)、近藤孝弘(2013)「統合ヨーロッパの市民性教育」(名古屋大学出版会)、杉浦真理(2013)「シティズンシップ教育のすすめ」(法律文化社)などがあるが、「シティズンシップ教育」からのアプローチである。特に、「主権者教育とは何か」「理論的背景」に関する論文はほとんど見当たらないのが現状である。
- 2) ただし、他の世代と投票率を比較すると、若者の政治的行動力は低いといわざるを得ない。
- 3) http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/ (最終閲覧日: 2016年9月15日)
- 4) 表1と表2は、2015年10月に宮崎県の選挙管理委員会が、宮崎県内の全高校生にアンケートをとり、そのうち30,632人から回答を得たものである。アンケート結果は、宮崎県選管のHPにある。
http://www.pref.miyazaki.lg.jp/senkyo/kense/senkyo/documents/20451_20151222155113-1.pdf 1 (最終閲覧日: 2016年9月15日)
- 5) 「指導資料」7頁には、「小学校、中学校、高等学校の各段階の社会科、公民科において、(中略)、望ましい政治の在り方と政治参加の在り方、政治参加の重要性(高等学校)などについて指導が行われている。しかしながら、一方で、
・政治の意義や制度に関する指導は、知識を暗記するような教育となっているのではないか
・現実の具体的政治事象を取り扱うことに消極的ではないか
といった指摘がある。」と記述されている。
- 6) 「最終報告書」3頁。さらに、「また、我が国では、児童・生徒が学校内の身近な問題について自分達で考え、主体的に発言し、決定に参画していくという学校民主主義の実践がほとんどなされていないが、ヨーロッパでは、学校運営の面においても、幼い頃から発言し、行動するといった訓練が行われている。例えばスウェーデンでは、学校民主主義の思想が法律に明文化されており、教職員と生徒によって構成された評議会で、予算編成や教職員の勤務形態まで、学校にかかわる重要事項を決定している高校もある。」と、「学校民主主義」の確立まで踏み込んだ提案を行っている(「最終報告書」4頁)。
- 7) 「投票行動を促す『模擬投票など』主体の授業」を「狭義の主権者教育」、「投票に行くという態度・意欲醸成のために、単に政治制度や選挙の仕組みの理解という知識面だけでなく候補者や政策などについて適切な判断を行えるという思考・判断面」を教育することを「狭義の主権者教育」、「単に投票に行くという態度だけでなく、実際に社会の諸活動に参加し、体験することで、社

- 会の一員としての自覚」を持たせ、「政治的・社会的に対立している問題について判断をし、意思決定をしていく資質」を育てるために「情報を収集し、的確に読み解き、考察し、判断する訓練」を行い、「さらに、それらに加えて抽象的な価値や原理についての理解」を身に付けさせる教育を「広義の主権者」と、根本信義(筑波大学)はさらに細かく区分する(シンポジウム「教員・弁護士・選挙管理委員会が協同する主権者教育 2016年8月22日 資料」)。
- 8) 前掲表1と表2参照。
 - 9) 筆者が定時制高校の教員だったとき、3年生の政治・経済の授業中に「いよいよ、18歳選挙権になりそうだね。」と話すと、ある生徒が「先生、俺には選挙権がないんだ。」と突然言い出した。その生徒は外国籍ではないことを知っていたので、「なぜ?」と聞くと、「俺、税金払っていないから……。」と言ったことがある。このように、最低限の知識は教える必要があることが分かる。
 - 10) 18~20歳を対象とした、総務省「18歳選挙権に関する意識調査の概要」によると、子どもの頃に親が行く投票について行った人の投票率が63.0%であったのに対し、行ったことがない人の投票率は41.8%で20%以上の差があった。何事も経験が必要であることが分かる。
http://www.soumu.go.jp/main_content/000456090.pdf (最終閲覧日: 2016年9月15日)
 - 11) 選挙管理委員会などと連携すると、投票箱や票数を計算する機械などを借りることが出来る。また、「本人確認」「投票用紙の交付」「投票用紙の集計」などの選挙事務を、選挙管理委員会のスタッフに説明してもらい生徒に行わせ、体験を深めることも出来る。
 - 12) 3人の立候補者の提案を、例えば空き地を「運動公園とし、市民の健康や体力維持に役立てたい」「商業施設を誘致し、市民の利便性や市の経済の活性化を図りたい」「高齢者対象の社会福祉施設(例えば老人ホームなど)を建設し、高齢者対策を行いたい」などとすると、対立点のはっきりして、生徒は議論したり選択したりすることが容易となる。また、3人の立候補者は、学校関係者以外に依頼することが望ましい。同じ学校の高校生や教員が立候補者となると「人気投票」になる可能性があるからである。例えば、主権者教育などを行っている大学生主体のNPOや地元弁護士の会の弁護士に依頼するとよい。
 - 13) 「副教材」62~71頁。全県を挙げて参議院議員通常選挙で模擬選挙を行っている例として、神奈川県があげられる。
 - 14) 模擬選挙推進ネットワークのHP参照。<http://www.mogisenkyo.com/> (最終閲覧日: 2016年9月15日)
 - 15) 「ワークシート」は、清水書院のHPからダウンロードできる。
http://www.shimizushoin.co.jp/Portals/0/PDF/Shimizu_201610_18senkyoWorkSheet.pdf (最終閲覧日: 2016年9月15日)

- 筆者は2016年の参院選までに、全国の13校で、この「ワークシート」を使用した授業を実践した。そして、参院選終了後、筆者の授業を受けた生徒に、「投票に行ったか」、「授業は投票の際、参考になったか」などのアンケートをとった。授業を受けた生徒の中で選挙権を有していた生徒の投票率は78%を超えた。全国の18歳有権者の投票率が51.28%であったことを考えると、使用した「ワークシート」の効果が検証されたと考えている。この結果は、日本社会科教育学会で発表した。
- 16) 筆者は、長年「模擬裁判」に取り組んできた（「模擬裁判実施による生徒の変化」（法と教育学会『法と教育 Vol.2』（2012年））、「法律専門家と連携した『模擬裁判』シナリオづくり」（法と教育学会『法と教育 Vol.4』（2014年））参照）。模擬裁判終了後の生徒のアンケートの自由記述欄には「相手を説得することが、これほど大変なことだとは思わなかった」との感想が多く見られた。
 - 17) ラーニングピラミッドの「%」の根拠は乏しいことが指摘されているが、現場の教員は、経験的にこのピラミッドそのものは正しいと感じている。
 - 18) 前掲注4参照。
 - 19) ただし、50分、すべて動かす必要はないことに注意が必要である。
 - 20) 連携が考えられる選管以外の代表的なNPOを列挙しておく。
 - ・「模擬選挙推進ネットワーク」<http://www.mogisenkyo.com/>
 - ・「NPO法人 YouthCreate（ユースクリエイト）」<http://youth-create.jp/>（最終閲覧日：2016年9月15日）
 - ・「学生団体 ivote（アイボート）」東京支部のホームページは、<http://i-vote.jp/tokyo/>（最終閲覧日：2016年9月15日）
 - ・「NPO法人僕らの一歩が日本を変える」<http://boku1.org/about/>（最終閲覧日：2016年9月15日）
 - 21) 総務省ホームページ参照。
<http://www.soumu.go.jp/senkyo/24sansokuhou/>（最終閲覧日：2016年9月15日）
 - 22) 図3～図7の出典は、文部科学省ホームページ参照。
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/06/14/1372377_03_1.pdf#search=%27%E6%96%87%E7%A7%91%E7%9C%81+%E4%B8%BB%E6%A8%A9%E8%80%85%E6%95%99%E8%82%B2%E5%AE%9F%E6%96%BD%E7%8A%B6%E6%B3%81%E8%AA%BF%E6%9F%BB%27（最終閲覧日：2016年9月15日）